

# 幼稚園等の利用者負担額(保育料)等について

【教育標準時間認定（1号）を受けた子どもの利用者負担額(保育料)等】

利用者負担額(保育料)  (単位：円)	3歳以上児 副食費		
	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	市町村民税所得割課税額 77,101円以上	
		小学校3年生以下の 兄弟のうち 第3子以降	小学校3年生以下の 兄弟のうち 第1子・第2子
0	免除	免除	実費負担 ※金額は各施設 で設定

## 【備考】

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料（教育標準時間分）が無償化されます。  
給食費（主食費・副食費）は、これまでどおり保護者の皆さんの実費負担です。

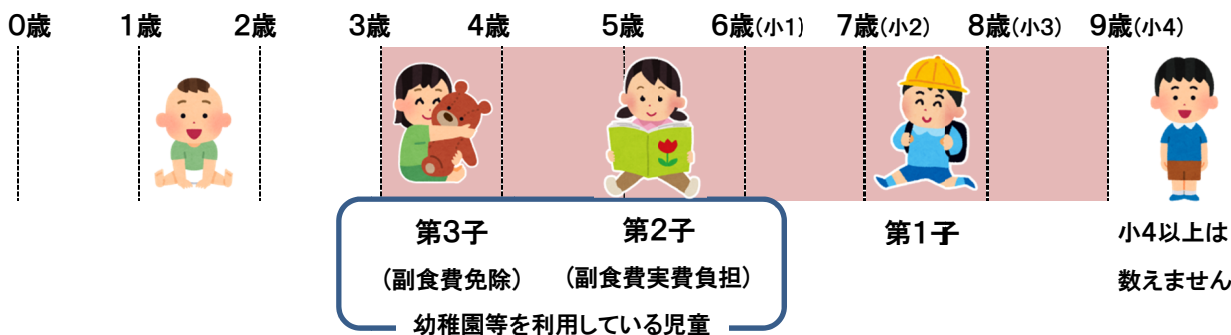
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、副食費が免除されます。

### ①世帯収入360万円相当未満の世帯（父母の市町村民税所得割課税額の合計77,101円未満）

なお、祖父母などが家計の主宰者となっている場合は、祖父母も算定対象となります。また、算定対象となる市町村民税は、4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当年度分となります。そのため、過去の収入や控除額の増減によって9月以降から免除対象該当の有無が異なる場合があります。

### ②同一世帯内の小学校3年生以下の児童で第3子以降の児童

世帯内の小学3年生以下児童の範囲で、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。



保護者が、保育園と同じ「保育の必要性」の認定（就労等）を受けた場合は、教育標準時間以外の預かり保育も無償化対象となります(上限あり)。別途申請が必要となりますので、利用施設または役場へお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

音更町役場保健福祉部子ども福祉課 42-2111